# JR東海労ニュース

№ 1002 2007年11月13日 JR東海労働組合

## シュプレヒコール裁判判決 負け惜しみか? 見苦しいぞ!ユニオン

私たちが提訴する裁判はなんでもかんでも「不当裁判」と命名するしか脳がないJR東海ユニオン幹部。組織情報No.542(10月31日発行)によると、タイトルは「不当判決」となっているが、本文では「裁判所として妥協点を見出した…」として、請求(損害額など東海労が求めた内容)がわずかにしか満たないことを宣伝している。まず、ユニオンは勝敗をハッキリさせた上で、コメントを載せるべきである。以下、JR東海労の見解を示す。

### ①損害賠償 連帯して500万円→連帯して30万円

通常の損害賠償請求訴訟では満額を獲得することはまずあり得ない。1桁低く出すのが一般的。請求される側(この場合はユニオン)の主張が通れば、請求額は0円で、請求棄却となる。

### ②謝罪文掲示 1ヶ月間掲示→必要なし

裁判所は「JR東海労が宣伝をすることで、名誉が回復できる」 との理由で必要なしとした。ユニオンの掲示が名誉毀損に当たら ないとは一言も言っていない。

③訴訟費用負担 東海労20分の19負担 ユニオン20分の1負担 訴訟費用とは、裁判所に支払う費用(収入印紙代)のことで、 弁護士に支払う費用とは別物。今裁判の訴訟費用は約4万円。ど んな裁判も、原告が勝訴しても、「訴訟費用負担は原告負担とする」 が一般的である。今回は希なケースといえる。

# 勝ちなの?負けなの?「不当判決」って